

第17回役員選挙について

下記のように役員選挙を実施いたします。まず、代議員選挙のご案内を、選挙人登録いただいた方の連絡先に5月下旬に事務局から直接お送りします。選挙人登録済の方で選挙の案内文書が6月初旬までに未着の場合は事務局までお知らせ下さい。また、理事長候補者・理事候補者推薦選挙を、代議員就任の確定後7月下旬に実施いたします。なお、代議員の定数は、定款により普通会员数を基に定められ、理事の定数は、役員選出の規定により普通会员の登録者数に基づき委員会でもめました（ドント方式）。

日本公衆衛生学会 第17回選挙管理委員会

代議員選挙告示

役員選出に関する規定（日本公衆衛生雑誌第65巻第11号677ページ）にもとづき、次のとおり代議員の選挙を行います。

1. 選挙人および被選挙人

選挙人および被選挙人は、2019年3月末日時点の会員で、2018/19年度会費を納入し、かつ2019年5月7日までに選挙人登録をした、普通会员です。

2. 選挙の実施および方法

- (1) 代議員の選挙は地域別、職能別に区分して同時に行います。
- (2) 地域別は表1の都道府県の区分により、それぞれ登録した都道府県単位に選出します。
- (3) 職能別は登録された職能にもとづき、表2の職能別および職能群別区分（A～F）に集約し、各区分で選出します。
- (4) オンライン投票開始2019年6月4日（火）0時
- (5) 投票締切2019年6月19日（水）12時
- (6) 開票2019年6月20日（木）
- (7) 開票場所 東京都新宿区新宿1-29-8
日本公衆衛生学会選挙管理委員会
- (8) 投票
 - (イ) 投票は、ホームページの会員専用ページにログインし選挙サイトから行います。
 - (ロ) 投票は、1人につき地域別1人、職能別1人の被選挙人氏名を選択します。ご登録の地域・職能以外は、投票することはできません。
- (9) 地域別代議員数と職能別および職能群別代議員数は表1と表2のとおりです。

表1 地域別代議員数

県別	立候補者数	登録者数	推定会員数	代議員数
北海道	7	51	254	5
青森県	4	28	105	3
岩手県	1	13	87	3
宮城県	6	34	230	4
秋田県	1	9	59	2
山形県	2	12	53	2
福島県	9	57	195	4
茨城県	13	67	197	4
栃木県	11	31	142	3
群馬県	2	33	144	3
埼玉県	20	83	418	7
千葉県	7	56	310	5
東京都	92	445	1,860	25
神奈川県	12	75	470	7
新潟県	4	15	116	3
富山県	1	10	86	3
石川県	2	19	85	3
福井県	0	9	44	2
山梨県	4	17	86	3
長野県	2	19	93	3
岐阜県	4	18	93	3
静岡県	7	22	126	3
愛知県	12	84	426	7
三重県	3	11	119	3
滋賀県	6	23	88	3
京都府	6	28	244	5
大阪府	33	141	652	10
兵庫県	11	38	334	6
奈良県	5	20	99	3
和歌山県	2	6	63	2
鳥取県	1	5	34	1
島根県	3	19	77	2
岡山県	5	24	180	4
広島県	2	21	146	3
山口県	1	15	69	2
徳島県	2	6	46	2
香川県	1	7	37	1
愛媛県	4	23	70	2
高知県	3	17	54	2
福岡県	10	61	325	6
佐賀県	1	6	36	1
長崎県	4	20	106	3
熊本県	5	12	101	3
大分県	6	15	62	2
宮崎県	2	10	43	2
鹿児島県	2	17	98	3
沖縄県	1	8	66	2
合計	342	1,760	8,828	180

表2 職能別および職能群別代議員数・理事数

区分	職能別（登録者数）	立候補者数	登録者数	推定会員数	代議員数	理事数
A	1 医師	55	421	1,758	23	3
	—Ⅰ 行政系（306）					
	—Ⅲ 医療系（82）					
	—Ⅳ その他（33）					
B	—Ⅱ 教育・研究系（350）	156	350	882	13	2
C	2 歯科医師（71）	11	134	608	9	1
	4 獣医師（7）					
	8 歯科衛生士・歯科技工士（8）					
	9 診療放射線技師・診療エックス線技師・臨床検査技師・衛生検査技師（16）					
	12 養護教諭・学校保健および体育系（32）					
D	3 薬剤師（28）	18	189	1,173	16	1
	10 管理栄養士・栄養士（98）					
	11 理学療法士・作業療法士・視能訓練士・言語聴覚士（45）					
	16 生物・物理・化学・工学・環境系（18）					
E	5 保健師（274）	43	345	2,960	39	2
	6 助産師（13）					
	7 看護師・准看護師（58）					
F	13 健康教育系（60）	59	321	1,447	20	2
	14 社会科学系（92）					
	15 衛生統計系（疫学も含む）（110）					
	17 その他（上記に属さない教育・研究者等）（59）					
	合計	342	1,760	8,828	120	11

3. 当選人の決定

- (1) 地域別および職能別にその有効投票の最多数を得た者から順次当選人とします。
- (2) 地域別および職能別とも同じ投票数の者が2人以上のときは委員長が抽選で当選人を決定します。
- (3) 同一人が地域別および職能別の両方に当選した場合には得票数の多い方に決定します。
- (4) 当選人が決定したときは選挙管理委員会が当選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委員会において決定します。

理事長候補者推薦選挙告示

役員選出に関する規定（日本公衆衛生雑誌第65巻第11号677ページ）にもとづき、次のとおり理事長候補者の選出を行います。

1. 選挙人および被選挙人

代議員に選出された地域別、職能別の代議員名簿のすべての者を選挙人および被選挙人とします。

2. 選挙の実施および方法

- (1) 代議員の互選により選出します。

役員選出に関する規定第17条第2項により、立候補、または候補者推薦を妨げません（立候補者名、推薦者名については、届出等の必要はありません）。

- (2) オンライン投票開始2019年7月22日（月）
0時

- (3) 投票締切2019年8月7日(水)12時
 (4) 開票2019年8月8日(木)
 (5) 開票場所 東京都新宿区新宿1-29-8

日本公衆衛生学会選挙管理委員会

(6) 投票

(イ) 投票は、ホームページの会員専用ページにログインし選挙サイトから行います。

(ロ) 投票は、1人の被選挙人氏名を選択してください。

3. 当選人の決定

(1) 有効投票の最多数を得た者を当選人とします。ただし、有効投票総数の5分の1以上の得票がなければなりません。

(2) 得票数が同じであるときは委員長が抽選で決定します。

(3) 当選人が決定したときは選挙管理委員会が当選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委員会において決定します。

表3 地域別区分理事数

ブロック区分	都道府県名	登録者数	推定会員数	代議員数	理事数
東北 北海道	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島	204	983	23	1
東京	東京	445	1,860	25	3
関東 甲信越	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川, 新潟, 山梨, 長野	396	1,976	38	3
東北 海陸	富山, 石川, 福井, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重	173	979	24	1
近畿	滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山	256	1,480	29	2
中国 四国	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知	137	713	19	1
九州	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄	149	837	22	1
	合計	1,760	8,828	180	12

理事候補者推薦選挙告示

役員選出に関する規定(日本公衆衛生雑誌第65巻第11号677ページ)にもとづき、次のとおり理事候補者の選出を行います。

1. 選挙人および被選挙人

代議員に選出された代議員名簿の者を選挙人および被選挙人とします。

(1) 地域別理事候補者については地域別に選出された代議員名簿によります。

(2) 職能別理事候補者については職能別に選出された代議員名簿によります。

2. 選挙の実施および方法

(1) 理事候補者の選出は地域別および職能別によって行います。

(2) 地域別は表3の7ブロックの区分より、そのブロックに属する地域から選出された代議員の互選により選出します。

(3) 職能別は表2の職能別および職能群別の区分

により、その区分から選出された代議員の互選により選出します。

(4) オンライン投票開始2019年7月22日(月)0時

(5) 投票締切2019年8月7日(水)12時

(6) 開票2019年8月8日(木)

(7) 開票場所 東京都新宿区新宿1-29-8
 日本公衆衛生学会選挙管理委員会

3. 当選人の決定

(1) 地域別および職能別にその有効投票の最多数を得た者より順次当選人とします。

(2) 同じ得票数の者が2人以上のときは委員長が抽選で当選人を決定します。

(3) 当選人が決定したときは選挙管理委員会が当選人に当選の旨を通知します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委員会において決定します。